

3年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R3. 2. 1	R3. 4. 2	〇〇が出した文書に関して ①先方が質問や交渉を求めているのに、返答しない法的根拠が分かる文書 ②先方と以前交渉をした際の記録文書 ③電話で問い合わせた際、一存では決められない〇〇からそういう旨の問い合わせがあったことは報告する旨を回答した。その報告に関する文書 ④〇〇が簡易書留で送り直した文書処理に関する文書	-					1	1	1								(2号・3号)当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、申立人が、都に対し都政に関する提言・要望を寄せたか否かが明らかとなる。当該提言・要望は、個々の内容を公表することを前提として申立人に案内・周知をしておらず、申立人が公表を望んでいないことがあり得ることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 (6号)当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、申立人が、都に対し都政に関する提言・要望を寄せたか否かが明らかとなる。当該提言・要望は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより将来の情報公開をおそれる提言・要望が委縮したものになってしまうなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課	
2	R3. 2. 7	R3. 4. 8	理事会会議資料（第25回～第38回）	799	1															オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課	
3	R3. 2. 18	R3. 4. 19	候補者検討委員会及び評議員会に係るプレス資料	10	1						1	1								(2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (3号)組織委員会における内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部企画調整課
4	R3. 4. 8	R3. 4. 22	「有明アリーナ等ラストマイルにおける輸送関連仮設物設置撤去工事(2)」に係る発注時の工事設計概括書、工種別内訳書（総括表）、工種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書	21	1															オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課	
5	R3. 4. 12	R3. 4. 26	2021年に開催を予定している東京五輪に対して、開催による新型コロナウイルス感染症の感染拡大や流行などのリスク評価及び、想定している感染防止対策の内容、それら対策による効果予測などがわかる一切の文書。観客を入れた場合、無観客開催の場合などケース別で想定しているならば、それらすべての想定におけるリスク評価などがわかる一切の文書。 上記文書に加えて、東京五輪2020の開催延期の決定に至った際に、開催によるリスク評価を行った一切の文書。	-					1											都は、国、組織委員会等とともに、新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、感染症などの専門家の意見も踏まえ、入国・輸送・競技会場等の場面ごとに課題を整理し、様々な状況に対応できるよう、対策の具体化を進めている。 これらの対策は、組織委員会等がとりまとめたプレイブックを通じて、競技団体や大会関係者に周知徹底しており、大会に向けて、ブラッシュアップを図ることとしている。 このように、大会のコロナ対策は、関係機関と連携して進めており、当該請求に係るリスク評価等については、都として実施していないため、実施機関では当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部運営課
6	R3. 4. 12	R3. 4. 26	定期建物賃貸借契約書	34	1						1	1	1							(2号)個人に関する情報で、公にすることにより特定の個人を識別することができるものであるため。 (3号)当該情報は、特定建築者が分譲・賃貸等の事業活動を行う上で、購入者の資産等に関する情報となるものであること、また事業上のノウハウであることから、これらを公開することによって事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号)公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課

3年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
7	R3. 4. 13	R3. 4. 27	〇〇に対し回答していか問い合わせをした際の文書	-					1		1	1									(2号・3号)当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、申立人が、都に対し都政に関する提言・要望を寄せたか否かが明らかとなる。当該提言・要望は、個々の内容を公表することを前提として申立人に案内・周知をしておらず、申立人が公表を望んでいないことがあり得ることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 (6号)当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、申立人が、都に対し都政に関する提言・要望を寄せたか否かが明らかとなる。当該提言・要望は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより将来の情報公開をおそれ提言・要望が委縮したものになってしまうなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課
8	R3. 4. 14	R3. 4. 28	令和3年3月4日に開札が行われた「有明アリーナ等ラストマイルにおける輸送関連仮設物設置撤去工事(2)」の工事費概括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書	19	1																	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課